

「タブー」論

(穂積及柳博士の論文を讀みて)

赤松智城

最近の述作中最も予の興味を惹けるものは、穂積老博士の『タブーと法律』と題する論文(土方教授在職廿五年記念私法論集所載)並びに、此れに對する柳博士の『穂積博士の「タブー」と法律につきて』と題する論文(史林第三卷第三號所載)なり。柳博士曰く、
 輒近吾人が通讀したる著書の中最も吾人の心を得たるものあり、是れ穂積博士の公にしたる此の書なりと、不肖亦た竊かに其の感を同じうす。蓋し予もこれより先き『宗教的規範意識』(本誌大正六年三月號所載)並びに『神聖觀念論』(宗教研究第六、七、八號連載)と題する拙論に於て、此の「タブー」を論じたることあり。常に宗教學上より聊か此の問題に注意を拂ひつゝあるが故に、今兩博士の論文に接してこれに依て啓發せらるゝ所實に少なからず。遂に自ら憚らず茲に更に一論を試みんとするに至れるなり。寡聞なる予の知る限りに於て、穂積博士の論文を批評せるものは、柳博士を除い

ては唯だ僅かに建部博士の極めて簡單なる紹介批評(日本社學院年報第五年第四、五合冊所載)あるのみ。然もそは寧ろ批評に非ずして紹介に過ぎざるが故に、多く論ずべきものなし。同博士は穂積博士の論文を激賞して「學界の大寄與なり」と云へり。眞に然り。されど此の著の如きは「我國なればこそ新奇の觀あるなれ、外國に於ては固より尋常一様の研究事項に過ぎず」と云へる柳博士の言はこれ亦至當にして、予の如きも從來我國の學者が餘りに此の「タプ」の事實を論議せざることを怪めり。否な雷にこれを怪しむのみならず、偶々一二これを注意して論議するものあれば寧ろこれを輕視し甚だしきは無用視せんとするものさへあるを目撃するに至ては、殆んど其の何の意なるやを解するに苦しまざるを得ず。予は學界の爲めにただこれを憾み、特に宗教學の研究に於ては、かゝる憾なからんことを望むや頗る切なるものあり。故に以下予が主として兩博士の論文を紹介しつゝ、「タプ」の事實を論述せむとするも必ずしも無意義にはあらざるべしと信ず。尤も此の拙論の主意は我國に於て始めて發表されたる最も組織ある穂積博士の「タプ」の所論に對して敢て批評を試みんとするにはあらず。又た柳博士の所説に就ては實に敬服措く能はざるものあり。然し穂積博士は主として法律との關係に於て「タプ」を論ぜられたるものな

れば、特に其の宗教的意義に關しては多く推究せられず。而して、榊博士の所説は簡單にこれを批評せられたるものなれば、予は唯だ知れる限りに於て尙ほ此等を補ひ、「タブー」に就て更に説明を加へんと欲するのみ。但し穂積博士の所論中には稍々予の理解に苦しむ點もなきにあらざれば非禮をも顧みずこれに就ては敢て率直に卑見を開陳して教を乞はんと欲す。

一

穂積博士は先づ「タブー」を定義して「タブー」とは行爲の禁諱にして、之に觸るゝときは災害を蒙るべしとする信念より生ずるものを云ひ、又時としては此の原意より轉化して禁諱の目的たる事物をも「タブー」と稱することありと云ひ、又「タブー」は人類の行爲に關する消極的規範にして人又は物に對する諱避を要求するものなりと云はれたり（前掲論文三、四頁）圈點は全て博士に従ふ以下皆然り、果して然るか。榊博士は此の「タブー」の消極的規定を批評して曰く斯くの如く「タブー」を以て單に人類に對する不行爲を強制する作用あるものとすることは、吾人の見る所を以てすれば、少しく狹隘に過ぐるのみならず、又「タブー」の定義としては、少しく薄弱なるが如しと（前掲論文

一四八頁)而して同博士は、縷々其の理由を論ぜられたる後に、結局「タブー」の信仰はただに不行爲を人又は人以外のものに強要するのみならず、又往々「タブー」せられたるものに對し積極的行爲をも強要することありとし、これを徵證するために神聖化の事實並に儀禮に就て簡明に論述せられたり(論文一五二—一五六)。予も亦た全然同論にして、固より「タブー」には消極的規範の意義ありと雖も、其外に或はこれと密接に相伴ふて積極的意義と效果との存することを認むるを以て至當なりと信ず。其の事由は神博士の所論にも明示され、又た予も他の方面より已に其の意味を詳論せることあれば、拙論「神聖觀念論」第四、五節「宗教研究」第七、八號參照、茲には敢て贅せざるべし。唯だ穂積博士が「タブー」を以て本來神聖なる性質を有する規範なりとせられたるは、多くの學者の説く如く全く事實にして、從て若し神博士も明言せられたる如く神聖觀念を宗教の本質となす已上、「タブー」はやがて純然たる宗教的規範なりと云ふべし。即ち「タブー」は原始民族に於て宗教的規範の最も適切に表はれたるものなりとす。(拙論「宗教的規範意義」本誌第十二號四七頁以下參照)

然らばかゝる「タブー」は如何にして生じ、或は如何なる理由又は根據の下に設定せられたるか。穂積博士は先にも掲げたる如く「タブー」は之に觸るときは、災害を蒙

るべしとする信念より生ずるものと云ひ、又た原始粗野の人民と雖も「タブー」の禁戒を破るときは、起、自然的、冥罰あるべしとの信念あるを以て、恐怖の信念の爲めに之を嚴守するに至るとも云はれ、或は又禁止せられたることを爲すときは災禍を招くべしとの信念が一般に或民族間に行はるゝときは其信念は其民族間に行爲の規範を生ずる原因にして、即ち法律、感覺の萌芽なりとも云はれたり(論文三、三二、三三頁)。然るに博士は他の場所に於ては「タブー」の目的たる人又は物は神聖なるが爲めに物質的又は精神的に之に接觸することを敬避すべきものとしたりと説かれ(論文六頁)ながら「タブー」の禁制が神聖觀念に基くが如く論ぜられたり。即ち一方に於ては禁制の侵犯に伴ふ被害と恐怖の信念が「タブー」の發生的根據なるが如く、然も他方に於ては神聖觀念が其の根據なるが如し。然らば「タブー」は果して生活の脅威たる被害と恐怖の信念に基て設定せられしや、將又神聖觀念其者に依て發現せしや。博士に依れば「タブー」は人類の保身作用より生ずる生存競争の一現象にして(論文五頁)然も亦これと同時に「タブー」は素と信念より生じたる行爲の規範なるを以て、其性質は宗教上の戒律なりとす(論文三四頁)。故に今暫らく博士に從てこれを云へば神聖なる「タブー」の宗教的規範は元來人類生存競争の一現象に過ぎず。殊にそは原始社會に

於ける權威者が其身を全うし其權力を維持し其資産を保続せんが爲めに其身邊又は資産に他人の觸接又は近接するを嚴禁せんと欲して彼等の慣用手段に依り神威を假りて特定の人又は特定の物に對する諱避を強要し冥罰を以て其違反を威嚇するに至れるものなり。而して斯の如く「超自然力に依る規範は迷信深き人民に對し最も有功にして且確實なれば生存競争上期せずして各民族間に類似の習俗を現出するに至りしなり」論文五—六頁。されば博士に従へば「タブー」は全く原始社會に於ける權力者の利己主義より生じたる強制的習俗にして其の神聖なる性質も權力者が彼等の慣用手段に依り神威を假りて特定の人又は物に偶然に附與せるに過ぎず。従て其の「超自然力に依る規範」の信念と効果とは全く「迷信」の產物に外ならざるが如し。

然れども「タブー」の根源を斯の如く解するは果して正當なりや、予の甚だ理解に苦しむ所にして炯眼なる榊博士も已にこれを論議せられたるが、此點は最も重大なる問題なれば、尙ほ同博士の所説を補ひつゝ「タブー」の「本質」的意義に就て少しく叙説を加ふべし。博士曰く低級民族の社會に於ける智者權力者は、或は自己の民族に「タブー」の信仰あるを奇貨として、此の信仰と慣習を以て民族統治の方便に供せしもの

なきにはあざりしならむ。然れども宗教觀念は倫理法律の根本觀念と同じく、素と人類の秉彝にして自然に發生したるものなれば、二三詐欺者の創造によるにあらず吾人は博士の論文を讀むに常に功利的見地より社會の事物を觀察する傾向あるを認むるは遺憾に堪へず〔論文一四九頁〕と。穗積博士の根本的立脚地が終始かく功利的なることは、先きに掲げたる所説に依ても明瞭なるが予も亦た榲博士と共に斯の如きは決して倫理又は宗教觀念の本質を照明する所以にあらずと信ず。併しこは實に穗積博士のみならず、他の幾多の學者に就ても同様にして、甚しきは一般に「タブー」の如き原始宗教の事實を以て盡く功利的となす偏見を抱けるものさへあり。然もこれ未だ眞に事實を知らざるものなり。

榲博士曰く「タブー」の信仰又は慣習は、其の本質に於て宗教的信仰又は慣習なり。今日高等なる文化を有する民族と雖も、苟くも宗教を有し宗教を信じ、隨て神聖の觀念を有するものは、程度の差こそあれ、即ち「タブー」の信仰又は慣習を有するものと云はざる可らず。何となれば神聖觀念は實に宗教の本質なればなりと。予の茲に謂はんと欲することは正に此の數語に盡くされたり。不肖が嘗て拙論に於て縷説せるものゝ要點も亦實に茲に歸着す。思ふに此の博士の言の如きは簡にして然も最

も其の要を得たるものにして、動かす可らざる事實なり。されば今若し此の見地に立て「タブー」の根源と本質とを見んか。穂積博士の如くこれを権力者の利己と強制より生ずる被害と恐怖の信念に基くるは、甚だ其の當を得ざるものにして、そは須らく神聖觀念其者の發現なりと見ざる可らず。尤も二三これを利用して功利を逞しくしたる者もなきにはあらざりしならんも、其の本源は一般には神聖觀念に基き、これに依て生じたるものと云はざる可らず。或は穂積博士及び其他の功利的見地に立つ論者は、此の「タブー」の神聖觀念其者までをも功利的見地より説かんと試むるならん。現に同博士は「タブー」をば権力者の生存競争上より生ずる一習俗と見做したる後に直ちに「タブー」の目的たる人又は物は神聖なるが爲めに之に接觸することを敬避すべきものとせられたる由を述べられ論文六頁又た更に「タブー」と主權との關係を説く條下に於ても次の如く論ぜられたり。曰く「原始社會の團結を強固ならしめんとせば、其團體を統率する首長の權力を不可抗的ならしむるに若くは莫し。換言すれば、首長の權力は、神聖にして、侵す可らざるものならざる可らず。首長の權力を強大ならしむるには、先づ之に對して畏敬の念を起さしめざる可らず。畏敬の念を起さしむるには、先づ其の首長に超人的能力あるの信念を惹起せしめざる可らず

論文三五頁と。又曰く「原始的社會に於て牽引力の中心たる首長の權力を強大ならしむるは、即ち其社會の團結を強固にし團體的生存競争の優者たらしむる所以なり。首長の權力を強大ならしめ且つ之を永續せしめんとならば獨り之を衆民と離隔して其生命身體を安全ならしむるのみならず其半神的屬性を維持して衆民をして畏敬せしめざる可らず。而して「タブー」は此目的を達するに最も適當なる手段たりしなり」と論文三七頁。これ明らかに「タブー」の神聖なる規範性其の者をば權力者の生存競争上の利益に基くるものにあらずして何ぞや。然るにかゝる功利的見解は予輩の甚だ理解に苦しむ所にして其理由は第一に「タブー」は必ずしも盡く權力者の絶對的安全と利益とを謀る所以に非ざることこれなり。蓋し柳博士も已に指摘せられたる如く「タブー」が「人又は事物に對して清淨の觀念を設定したるときのみは或は其目的たる人又は事物の安全なる觀念を含むべしと雖も特定の人又は事物を指斥して不淨なりと宣示するときは、是れ其の人又は事物の安全を含むものと云ふを得ず。而して「タブー」の作用は常に清淨觀念を設定するにあるのみならず又不淨觀念を設定することあるを忘る可らず。加之所謂清淨觀念を設定したるときと雖も其の目的たる人又は事物は絶對に安全にして從て最も利益ある立場に置かれたりと

は云ふ能はず。何となれば若し「タブー」の目的たる首長にして衆民と離隔され、全く其身邊に近くを得ざるときは、彼れの身體が何等かの事情に於て危険に瀕せるときにも、近づいてこれを救ふこと能はず、時には彼れを見殺しに放任する場合もなきにあらざらむ。現に穂積博士の引例中にこれを示せる事實あり(論文四六一―七頁)。

さればこれ明らかに首長の神聖不可侵權と其の安全利益との必ずしも一致せざる證左にあらずや。又た「タブー」は單なる觸接に依て傳染し、例へば國王の觸るゝ物は悉く「タブー」となり、從てこれに接することを禁ずるが如き普通の事例に就て觀るも、此の禁制は勿論一方に於ては、其の國王の利益を擁護し又は増大するものなりと雖も、他方に於てそはまた、彼れが廣く衆民と交ることを避けしめ、濫りに多くの事物に觸れざらしむる用意をもなさしめて、事實上王の自由行動と享樂とを拘束することともなる。故に注意深き會長は族人に及ぼす危険を慮りて、一たび身に觸れたる衣服器具等は之を投棄することなく、又親ら火を吹き起す等の事を爲さず(論文五〇頁)。

又た布哇の會長は其の食器にさへ觸れず從つて飲食は一々侍者の手を煩はしてこれを取るの外なしと云ふが如き (Wundt, *Elementar der Völkerpsychologie* Eng. tr. p. 195)。何れも會長の自由なる利益と享樂とを制限するものにあらざや。會長又は國王と雖も

元來人なれば、自然の欲望は皆之を具有す。然るに此の欲望の満足にしてしかく自由ならずとせば、彼れの不便不利果して幾何ぞや。されば若し彼等にして穂積博士の云はるゝ如く自己の安全と利益の爲めに「タブ」を設定するとせば、そは固より一方に於てはこれを擁護せんも、他方に於ては時にこれを破壊するの結果をも惹起し、従て彼等の目的に協はざるものとならむ。乃ち彼等は寧ろかゝる究屈なる「タブ」を殊更に設定することを止めて、却て變通自在なる相對的法則を專制的に強制すること、其の功利的目的を全うする所以にあらずや。

次に穂積博士は「タブ」をば原始社會團體の「凝聚力」を強大ならしめて其の統治に便ならしめんが爲めに、權力者に依りて設定せられたるが如く説示されたり論文三四頁以下。然れどもかゝる社會功利的見解も前項に於けると同様に予輩の必ずしも承認する能はざる所にして、穂博士に依れば「タブ」を設定することは、果して社會に利益あるか否かは顧慮する所にあらず、要は社會又は個人の宗教的信仰又は慣習の要求を充足するを以て目的とせるものなれば、これによりて社會の凝集力を強固ならしむることもあらん、或はこれを薄弱ならしむることもあるべし。統治者の利益を致すこともあるべきも、又た不利を招くこともあるべし。大抵の場合には穂

積博士の云はるゝ如く、延いて社會民衆の利益となるべきも、宗教上の要求は必ずしも政治上の利益と一致するものにあらず。故に「タブー」の信仰の存在は未開の社會の秩序を維持し、其の安全を保全するに於て力ありしならんも、本來これを目的として生じたるものにあざれば、其の發生の起源を以て社會民衆の利益觀念に歸することを得ざるなり（論文一五二、一五五頁）と。論斷明快にして更に一言の加ふべきなし。

第三にこれと關係して穂積博士の所説中には、「タブー」設定の「起源」に就て尙ほ予の了解に苦しむ點あり。博士は其の起源を説て曰く「タブー」は恰も法に慣用法成文法あるが如く、慣習に因りて存するものと設定に依て生ずるものとあり。「タブー」にして何人の創定に係るやを知らず、廣く人民の信念に存して、久しく行はるゝものあり或は其起源は一個の事件にありて衆人が之に倣ひて、恒例となり、年を経たるものあり。此の如きは慣習に因る「タブー」なり。又或は會長豫言者僧侶巫祝等が特種の行為に對して禁諱を創定することあり。此の如きは設定に因る「タブー」なり（論文一八頁）と。而して博士は全篇を通じて前者の「タブー」に就ては殆ど論ぜられず、主として後者の「タブー」をのみ詳述せられたり。博士の重きを置かるゝ所また茲に在るが如

し。然らば其の設定の根據は如何。博士に依ればそは先きにも掲げたる如く會長乃至巫祝等の權威者が自己の利益のために彼等の慣用手段に依り神威を假りて特定の人又は物に對する諱避を強要し冥罰を以て其違反を威嚇せんが爲めに、或は其の社會統治の便に供せんが爲めに、創定せるものなり。而して又何故に此の「タブー」は慣習となりしやと問はゞそは斯の如き超自然力に依る規範は迷信深き人民に對し最も有功にして且確實なるものなることは、何人にも自然に浮び來るべき思想なるを以て生存競争の作用上期せずして各民族間に類似の習俗を現出するに至りしものとす。

若し果して然らば、今博士自身の言に依るも「タブー」は「神威を假り」「冥罰を以て」「超自然的に強制され、又確信せらるゝ規範即ち語を換て云へば神聖觀念に基く規範なり」と解すべく、これ恐らく博士と雖も異論なかるべし。蓋し博士も「タブー」の語義が根本的には「神聖」を意味することを詳述せられたればなり（論文七頁以下）。此故に權力者に於ても一般人民に在りても、彼等が「タブー」を認むる根源は共に全く神聖觀念其者に存し功利的觀念に依るにはあらずといふべし。然るに尙ほ博士がこれを生存競争上功利より生ずる一現象なりと説かれたるは少しく自家撞着の嫌なきか。

但し博士に依れば權力者は、自己及び社會の利益の爲めに此の神聖觀念を利用し、人民は知らずしてこれに服従するのみと見做されんも、かゝる功利的見解は前述せる如く到底一般には許す能はずとすれば結局「タブー」は如何なる意味に於ても全然神聖觀念に基き、而して「タブー」の規定と作用とは實に此の觀念を表現し實現するものに外ならずと云ふべし。拙論「神聖觀念論」第五節「宗教研究第八號九頁以下參照」。從て「タブー」の習俗が各民族間に類似の現象を呈するは、其れが原始人民に於て神聖なる規範として、最も有效且つ確實なるが爲めにして、單に「生存競争」上期せずしてかゝる類似の習俗を現出するに至りしにはあらず。尤も原始人民の生活は各地方に於て共通せる事情もなきにあらざれば、其の生存競争も亦た同様に現はれて類似の習俗を生じたることもあるべし。されば「タブー」の慣習もこれに依て略相類似せるが如く考へらるゝも、然も其の類似せる事實に於ては必ずしも一様ならず。蓋し「此習俗をば全人類に通じて存する普遍的現象」と云ふは、嚴密には「タブー」の具體的事實に就て謂ふにあらずして、實は其の觀念の普遍的なることを云ふのみ。而してその普遍的觀念とは即ち「タブー」の根柢に存する神聖觀念に外ならずとせば「タブー」が一般的習俗として各民族に共通なる所以は、正しく其の神聖觀念の共通なるが故に

192
 して、穗積博士の云はるゝ如く、功利的觀念に依るにはあらず。此故に博士の多く論ぜられざる「慣習に依る」「タブー」も本來神聖觀念に基て發生し、やがて一般の習俗となるものゝに過ぎず。此點に於ては所謂「設定に因る」「タブー」も同様にして、博士が「「タブー」は人民の信念に依て存し信念に依て行はるゝものなり（論文一八五）と云へる其の信念とは根本的には神聖の信念に外ならざるなり。

—

然らば「慣習に因る」「タブー」は神聖觀念に基いて生ずるものとするも、果して如何にして一般の習俗となりしや。或は如何にして單に一個の事件よりして衆人の之に倣ひて恒例となるに至りしや。將又「設定に因る」「タブー」は如何にして設定され、如何なる理由に依て當代の習俗となりしや。穗積博士は前者に就て多く説示されざるを以て、先づ後者の問題より考察すべし。博士曰く「「タブー」を創定することを得べき者は人民より半神なり」として崇敬され、又は神通力を有する者として信仰せられ、或は又智勇超凡にして衆民より畏敬若くは崇敬せらるゝ者にして、其人の言動は人民に強度の信念を惹起すに足るべき力を有する者ならざる可らず。故に此の如き精

神的權威を有する者は何人と雖も、「タプー」を設定し得べく、殊に高僧豫言者の如きは最も普通に「タプー」を設定して之を宗教上の戒律と爲すものなり。又通常人は「タプー」を設定する能力を有せざるを常とするも慣習に従ひて之を設定し、又は他人の創定したる「タプー」を或る事物に付て設定することを得る場合鮮しとせず〔論文一八一二〇頁〕と。これ亦た重要な一の問題なり。今暫らく博士に従てこれを云へば、「タプー」を設定し得べき者は已に半神にして神通力を有し、畏敬若くは崇敬され「強度の信念を惹起す力を有する精神的權威者」ならざる可らず。然らばかゝる特殊の權威又は力とは何ぞや。思ふにそは全く神聖觀念の威力に外ならず。即ち「タプー」の創定者は已に其自身神聖にして、従て彼れは事實上已に「タプー」せられたるものなりき。「タプー」の創定は其の創定者が已に「タプー」者なるときにのみ可能なり。此故に假令其の創定は俗的功利的目的の爲めに行はるゝとするも、これに依て設定の目的物が「タプー」となり得る根本的理由は、創定者が已に神聖權を具有するが爲めにして、所謂「タプー」創立權とは此の神聖權を措いて他にこれを求むべきなし。こは博士も恐らく同論なるべし。

果して然らば、「タプー」の「設定」は盡く又た根本的には神聖觀念の發動にして其の擴

張なりと云ふことを得べし。從て博士が其の設定方法として掲げられたる宣言標示觸接の三方法も論文二一頁以下これ亦た神聖觀念の發動に外ならず。博士の語を借て云へば其の設定者が固有する「タブ」性の延長なりとす。(論文三〇頁)。然るに博士は此の「タブ」性の延長をば單に觸接の方法にのみ認めて(論文三〇、四七—五〇頁)他の宣言若くは標本の方法に於て秋毫もこれを記されず。又た特に君主に對する三種の「タブ」として掲げられたるもの、中所謂觀視の「タブ」と稱呼の「タブ」とには亦た此延長性を説示せられざりき(論文四〇頁以下)。然れども予はこれを補ふの必要ありと信ず。

博士が多數學者の意見に従ひ「タブ」性の延長をば觸接に因りて其物に傳染するものと云ひ、又た觸接の「タブ」は感染力を有すと云はれたるは、實に至當にして、一點の疑を容る可らざる事實なり。予は此の感染力を以て更に一般に神聖觀念其者の本質的一特性なりとさへ考へたり(拙論神聖觀念論宗教研究第八號一〇六一—一〇一頁參照)。然るに博士が此の延長性又は感染力を單に觸接の方法及び其の「タブ」にのみ限られたるは果して如何なる理由にや。思ふに博士は觸接の意義を狭く嚴密に理解せられたるが爲めに、これを宣言や標示と區別され又は觀視や稱呼とも同一視せられざりしならむ。然れども今「タブ」に就てこれを謂ふ場合には觸接の意義

は單も直接身體の接觸のみに止まらず、博士も己に認められたる如く、間接に之に觸れ、若くは、近づくことをも認めざる可らず、論文四七頁。否更にこれに止まらず、かの宣言も標示も又た觀視も稱呼も等しく皆一種の接觸にして、從て「タブー」の感染性は其の何れの場合に於ても發現することを注意せざる可らざるなり。蓋し「タブー」が其の創定權を有する者の宣言に依りて、原始的に設定せらるる、論文二一頁、所以は、其の創定權即ち神聖權が其の宣言の語に依て目的物に接觸しかくしてこれに感染すればなり。又た符號を附することに依て「タブー」を設定する標示の場合、論文二三頁以下、ば其の設定者が已に神聖なる「タブー」者なるか、或は其の符號が已に何等かの方法に依て神聖化 (Consecrate) せられたるものなるときか、或は兩者の協同するときか、何れかの場合にして、かくして標示せられたる物體又は場所は同様に接觸に依て神聖なる「タブー」性を感染するに至るなり。又た所謂觀視の「タブー」が視覺の接觸に依る感染性に起因し、これを禁戒する爲めに設定せられたること、及び稱呼の「タブー」が音聲に依る接觸と感染とを禁止するため、創定せられたことは、多く論ぜずして明らかなるべし。デュルケームが此の宗教的禁制としての「タブー」の根本的形式をば一般に接觸を禁ずるにありとし、他の種々の禁制例へば特定の食物を禁じ、特定の

事物を視ることを禁じ、或はこれを呼び又はこれと語ることを禁ずるが如き場合をば、殆んど觸接の禁制より派生されたる特殊の形式なりと見做せるは全く正當なりとす。(Durkheim, *Les formes élémentaires de la vie religieuse*, p. 432. *équisiv.*)。此故に「タブー」の感染性はたゞ獨り身體觸接の「タブー」にのみ存するにあらずして、實に一切の「タブー」を制約し、又は其の方法に於ても觸接の場合と同様に他の宣言或は標示の場合にも存することを認めざる可らず。

一般に「タブー」は離隔、諱避、禁忌等を規定するものなりとせらる。然れ共かゝる規定の生ずる所以を尋ねれば、それは實に「タブー」の感染性に依ると云はざる可らず。若し此の性質なくんば、何ぞ離隔、諱避等の要あらんや。勿論神聖と卑俗とを離隔して互にこれを乖離の状態に置かんとするは「タブー」の本質即ち神聖觀念の一大特性にして、本來此の觀念の中にはかゝる特殊の排斥的性質を具有するものなりと雖も、然も他の方面より之を觀れば、神聖は亦た常に卑俗の中に延長し傳播しこれに感染せんとする特殊の性質を具有す。即ち「タブー」の神聖は卑俗より離隔せられざる可らざると共に、亦た若しこれに近て何等かの接觸を保つや否や直ちにこれに感染せんとす。全て神聖觀念には斯の如き異常の強力なる感染性を具ふることをその一特

性と爲せり。例へば原始社會に於て一の神聖なる動物をば規定の儀式に依らずして不法にこれを犯すときは、其の犯人は直ちに其の動物の聖質に感染して死するを常とす。而してかゝる場合に於て其の動物を犯すことはこれを卑俗化 (Secularisation) することとなりと雖も、これと同時に其の犯人は強く聖化 (consecration) せらるゝものにして、俗化と聖化とは茲に相對應して同時に行はる。即ち動物に於ける俗化は直ちに犯人に於ける聖化にして、然もそは全く神聖觀念の感染性に依ることは云ふまでもなく甚だ明瞭なり。されば神聖と卑俗とを隔離せんとする「タブー」の規定も實は此の感染性あるが爲めにして、若し「タブー」の隔離性を神聖觀念の一特質とすれば、これと共に感染性をも其他の一特性と見做さざる可らず。然も此の兩性質は決して相容れざるものにあらず、寧ろ同一の過程に於て働き、共に神聖觀念の本質的内容を爲す。故に隔離を命ずる「タブー」の形式は、同時に其の延長感染を示す形式をも示し、隔離の形式を知れば、爾て感染の形式をも知ることを得るなり(拙論「神聖觀念論」宗教研究第八號一〇三—一一〇頁參照)。

然らばかゝる感染性の根據は如何。何故に「タブー」性はしかく容易に「延長」し得るや。予はこれを二個の方面より考察すべし。一は「タブー」性即ち神聖觀念の本質よ

りするものにして、二は原始夫開人民の一般心理よりするものなり。ジェゼオンス氏既に曰く、神聖なる「タブー」の感染性は「タブー」の信念が觀察や經驗に基く一の歸納にあらずして、本來一の先天的確信なるが故に可能なり。即ち此の信念は經驗の事實より先在し獨立し、寧ろこれと調和し難き信念なりとす。故に「タブー」の本質は先天的に存在するものにして或る事物を目してこれを危険なりとする現實の經驗に關聯するにはあらず。事實上「タブー」に附せられて危険視せらるゝ事物は必ずしも本來危険なるものにはあざりきと (Jevons, Introduction to the His tory of Religion, p. 68. 87.) 誠に然り。此の意味に於て神聖觀念は亦た一般に一の先天的想定としての主觀的信念なりと云ふべし。故に神聖性は元來事物の中に存するにあらずして、謂はば事物の外よりこれに與へらるゝものなれば、從て如何なる事物にも等しく容易にこれを與ふることを得、かくてそは自由に一切の事物に感染してこれを聖化し得るなり。されば「タブー」の感染傳播の根據は全く一の先天的主觀的信念として吾人の内に存する神聖の信念に在りと云ふべし。穂積博士も其の所說の中に屢々「信念」の語を用ゐられ「タブー」は「之に觸るゝときは災害を蒙るべし」とする信念より生ずるもの」と云はれ(論文三頁)或は「タブー」の「禁戒を破るときは超自然的冥罰あるべし」とする

信念あるを以て云々とも云はれたり(論文三三頁)。博士は其の信念の意義に就ては別に説明を與へられざるも、恐らくこれを上述せる如く先天的主觀的なるものと理解せられたるならん。然れども「タブー」を被害の信念より生ずと云はるゝは予輩の同意する能はざる所にして、先に「ジエヴォンス」の云へる如く「タブー」は或る事物を目してこれを危険なりとする現實の經驗に關聯するものにあらず、從て此の危険より生ずる被害の信念に基くものにあらずと觀るを適當なりと信ず。否な更に一步を進めて考ふれば、かゝる被害の信念の根柢には先天的に神聖の信念が伏在し、前者は後者に基て始て生ずと云ふべし。何となれば元來危険ならざる事物に觸れて、然も災害を蒙るべしとする信念の生ずるは、全く其の事物を神聖視するが爲めに外ならず。先天的に神聖の信念なくんば何ぞかゝる被害の信念を生ぜんや。現に「超自然的冥罰」の語は其の奥底に神聖なる觀念の潜めることを充分に暗示せるにあらずや。所詮「タブー」の信念は被害の信念より生ずるにあらずして(後にはこれを附加せんも)根本的には先天的なる神聖の觀念に基き、從て「タブー」性の延長即ち神聖觀念の感染傳播も此の先天的信念の人類一般に存在するに依て始めて可能となると云ふべきなり。

次は原始未開人民の心理に就て之を考ふるに總じて彼等の心理は文化人の心理とは大に異なり、單に程度の差を以てこれを觀るべきにあらず、實に種類の差と見做すべきものなり。故に今「タブ」の如き原始的制度を考査せんとするに當ても、單にこれを後世文化人の心理及び其の制度より類推し忖度して満足すべきにあらず。少なくともそは妥當なる見地と云ふ可らず。輒近此點に就て吾人に最も有益なる示唆と知識とを與へたる者はかのレザキ、ブルール氏の名著「低級社會の心理作用」(Les fonction mentales dans les sociétés inférieures)及びボールドキン氏の近著「實在の發生論」(Genetic Theory of Reality, 1915)なり。今二氏に従へば低級なる原始未開人の一般心理状態は文化人とは異り前論理的(Prelodic)神秘的集合的にして、其の心理作用は所謂感應(Participation)の法則に依て支配せらるゝを其の特色となす。予は茲に敢て此の學説を詳論せんとするにはあらず。然れども若しこれを眞なりとすれば、かゝる原始的心理状態と作用とは最も能く「タブ」の發生と發展とを促し且つこれを制約する地盤となり、又た「タブ」の制度と習俗とはかゝる地盤又は背景の下に始めて最も容易に成立することに注意を拂ふ必要ありと信ずるものなり。穂積博士は「タブ」は「原始的社會に於ける社會的規範の殆んど全部を包含するものにして、教律之に

依て行はれ、法律之より生ず(論文一九頁)と云はれたり。然もかく重要なる「タブ」は如何にして其の社會的規範となりしや。換言すれば其の社會的規範は如何なる心理的狀態と理由との下に發生し、且つ其の効力を維持することを得たるか。進んでこれを詳らかにするの要あるべし。

レウキ、ブルール及びボールドキンに従へば、元來原始未開人民の心理には思想の論理的聯絡と組織とを缺き所謂前論理的段階に在るものにして、明確なる自我の意識は未だ發達せず、唯だ幾多の個人の意向と其の社會團體の意向との混同あるのみ。即ち幾多の個人は社會的慣習と共同の意向との要求するまゝに互に交錯して存在し、未だ獨立にして明確なる個人格を表はさず、寧ろ其の發生を禁壓せり。而してこれを禁壓する者は共同の意向の結合を代表する家族、氏族、部族の意識にして此等の謂はゞ社會我的意識は個人がその欲望を主張することを絶對に禁壓せんとす。されば原始社會の一切は其の社會の意向に依て支配せられたり。加之彼等原始人は外界の事物を解釋するに當ても、事實に依て之を吟味せず、觀念と事物、主觀と客觀とを區別せず、従て外界の説明には此等を混同して一見甚だ不可思議なる世界觀を生ぜしむ。即ちこれ外界に對して一種の神秘的又は情意的解釋を産む所以なり。

蓋し彼等が論理的判斷と法則と整合とを缺くことはやがて暗示、模倣、空想、及び情意の傳播等を容易ならしめ、各々其の効果を實現せしむ。されば彼等の所謂知識は或意味に於て情意と結合し、寧ろ情意の活動に依て主として支配せらるゝを常とす。

従て彼等の判斷は存在の判斷なると共に價値の判斷なり。而して此の情意の影響は社會的生活に於ては更に強大に働くを以て、原始社會に於ては個人意識も社會意識も共にかゝる無批判的前論理的神秘的なる情意の衝動並に價値の判斷に依て支配さるゝ事極めて大なりとす。更に原始人はかゝる無批判的心理に依て觀念と事物又は生物と無生物とを多く區別せざるのみならず、相互の人格其者をも區別せずしてこれを交錯混同する特殊の心理を有す。即ち彼等は屢々自我エゴと他我アルダとを分たず漠然これを同一視するが故に、文化人に於ける如き個人的同一即ち個性なくして、云はゞ幾多の個性の交錯する「集合的同一」コレクティブ・アイデンティティあるのみ。他我に對する純粹なる自我の發展は此の原始的前論理的段階を去て論理的段階に進むに及んで始めて認めらるるものにして比較的後期に屬す。此故に原始的社會に於ては自我は集合的にして、即ちそれは集團の實際的意向と共に發展し、彼れの特徴は亦た集團の夫れと同一にして、彼れの個性は集團の統一に從屬す。かくて幾多の個人は何れもその社會と同化

するが故に結局彼等は全て一個共通の集合的同一の中に共存して亦た互に相即せらるゝなり。更に又かく個人が集合的同一の中に同化せらるゝのみならず、同様に其の集團に屬する一切の事物も夫々集合的同一の一部分と認められ、社會的意味に於ては同一の自我を具へ、從て神秘的に相即され若くは互に感應することを得とせらる。尤も茲に神秘的と云ふは論理的過程と法則とを缺如しこれに代ふるに情意的態度を以てするものを意味す。神秘觀念には勿論、尙ほこれ以上の性質あらんも、少なくとも此の態度は最も原始的なる神秘性の起源なり。

さて「タブー」は正にかゝる原始的心理を地盤として發生し、其の背景を以て發展するとせば、それは決してかの嚴正なる法律の如く合理的の產物にあらず。今かゝる心理學的見地より觀れば、「タブー」の規定其他原始的に神聖と卑俗とを離隔せんとする一切の儀禮は皆情意的影響に依て強く動かされたる社會的排斥を具體化して表示せるものと云ふべし。然れども此の排斥は亦たその社會の信念と組織とを積極的に表示せるものにして、換言すれば、其の社會的排斥は社會組織の積極的性質の一面を示すものなり。即ち種々の社會的禁止の法則は上述せる意味に於て集合的に規定され裁可され又た強制せられたり。これ「タブー」が原始に於て一の社會的規範

となれる所以にして、其の根據は要するに所謂「集合的同一」に存す。若しこれを疑ふ者ありて、單なる集合は規範を生ぜずと云はゞ、これ未だ其の集合の眞義を解せざるものなり。何となれば「集合的同一」の觀念には現實的經驗的意義の外に規範的理想的意義あることを知らざればなり。予は本題を逸するの嫌あるを以て、今此の點に就て深く論ずること能はず、唯だ「集合的統一」が社會的規範の地盤をなせる原始社會の動かす可らざる事實を指摘するに止めんのみ。然しながら茲に尙ほ別に注意せざる可らざることは、穂積博士の所謂「慣習に依るタブー」と「設定に依るタブー」との關係並に兩者が一般の習俗となりし所以これなり。これ予が已に先きに掲げし問題にして、今やこれに答ふべき機會に達せり。思ふに「慣習に依るタブー」と雖も元來は何等かの方法に依て設定せられたるものならざるべからず。唯だ其の起源の遠遠にして不明なるが爲めに、これを「慣習に依るもの」と見做すのみ。故に嚴密に謂へば「設定に依るもの」と必ずしも區別す可らず。況んや此の「設定に依るタブー」も亦た一の社會的規範即ち慣習として嚴守せらるべきものなれば、創定者以外には皆「慣習に依るタブー」と同様に見做さるゝに於てをや。されば「タブー」に於ては「慣習」と「設定」とはこれを峻別する能はず、勿論創定者の明瞭なるものはこれを後者に屬せしむべき

も、かゝる「タブー」の事實は吾人の知る限りに於ては甚だ多からず。現在「タブー」の事實として傳へらるゝものは多くこれ「慣習」に依る「タブー」なり。然も此の「タブー」と雖も本來何等かの方法に依て設定せられたるものなりとすれば「タブー」設定の問題は亦た依然として残されたりと云ふべし。穂積博士は此の設定者をば、特定の個人に認められたるが、然らばかゝる個人の創定が何故に一般社會の規範となり習俗となりしや。博士は恐らくこれを解してそは創定者の權威強大なるを以て、人民は若しこれを犯せば、災害を蒙るべしとする信念より之を嚴守するに至りて遂に規範となり習俗となれりと云はるゝならむ。(論文三二頁)。然れども被害の信念は前述せる如く神聖の信念より生じ、又た創定者の權威は即ち神聖權に外ならざるを以て、茲に設定せられたる「タブー」が神聖なる規範たることは固より明らかにして、唯だ此の規範が社會的なるは何故なるか。即ちそれが一般社會を拘束する習俗となれるは如何なる理由に依れるかを尋ねざる可らず。卑見に依れば其解答は次の如し。

先きに原始社會に特有なる「集合的同一」は社會的規範の根據なりと述べしが、今此「集合的同一」の中心となつてこれを代表し、且つこれを具體的に表現する者は即ち其の社會の首長偉人僧侶等にして、彼等は常に其の社會の中樞となつて集團に屬する

事件の殆んど一切を支配し統治す。彼等は謂はゞ「集合的同一」の權化たり。此故に彼等の一舉一動より始めてその命ずる一切の規定は同時に「集合的同一」の表現にして皆社會共同の意向を代表するものと認めらる。然るに茲に「タブー」の創定者は恰もかゝる「集合的同一」の權化なるを以て、彼れの規定する所は亦た直ちに此の同一を表現するものとして一般に承認せらるゝに至るなり。かくて「タブー」の習俗を生じ衆民は一意之に服從して毫も怪しまず。創定者亦た自らこれを正當なりと信じて嚴重にこれを負課す。蓋しこれ何れも自己の「集合的同一」に従ひ又たこれを實現する所以なればなり。特定の個人の創定が何故に一般社會の習俗となりしかといふ疑問の如きは後代に於て明確なる個性の發現せるときに於て始めて正當に提起さるべき問題にして、原始社會に於ては實は無意味なり。尤も原始の首長僧侶等には衆民と異なる多少の特徴は固よりこれありしならむ。然れ共そは決して彼等の本性たる「集合的同一」を破らず。又た各個人と雖も夫々異なる特徴を具有したりしならむも、そは何れも「集合的同一」の大海に起れる一小波に過ぎざりしなり。此故にかる「集合的同一」の存續する限りは「タブー」の設定は可能にしてその習俗は充分に維持せらる。

加之原始人の一般心理は前述せる如く神秘的にして情意の影響に依て支配せらるゝこと強く、而して其の判断は多く價值的判断なりとせば、外界の事物は一々等かの價値を有するものとして認めらるゝのみならず、社會的習俗に至ては最も價値あるものと感ぜられ、これを尊敬すると同時に、若しこれに背反する行爲あらば嚴にこれを忌避するにいたるや明らかなり。即ち「タブー」の習俗はかゝる原始人に特有なる神秘的心理状態を背景として其の中に於て始めて完全に行はるゝものにして、論理的なる後代に於ては然るを得ず。殊に所理「神秘的感應の法則」に依る原始人の心理作用は實に「タブー」性の感染傳播に缺く可らざるものとす。予が先きに掲げたる感染性の問題の一半は確かにこれに依て解決せらるべし。蓋し「タブー」性即ち神聖觀念がしかく容易に「延長」し得る所以は此の「感應」の法則あるが爲めにして、若し論理的法則に依るとせば、そは實に解す可らざる矛盾に陥るべし。「神秘的感應」は論理的法則を豫想せざるが故に「ウェッゲ」氏がこれを豫想するが如く説けるは未だ「感應」の真相を洞察せざる誤解なり、吾人の見て以て互に矛盾せりと思惟する諸種の觀念や事物にも容易に同一の神秘性を與へて毫も撞着する所なし。「タブー」性の感染する過程は實にかゝる非論理的神秘的の作用に基くものにして、其過程が文化人より

見て甚だ奇怪なるは論理的法則を以てこれを類推すればなり。從來の學者は多く此の過程をばかの觀念聯合の法則に依て説明せんとせしも、これ亦た今を以て古を付度せんとするものにして妥當ならず。要するに原始的神秘性はさきの集合性と共に「タブー」の習俗の發生及び其の發展の地盤を爲し且つこれを制約するものなり。マレット氏は嘗て此の事實に注意して原始の代表的神秘觀念と見做さるゝ「マナ」と「タブー」とを併せてこれを宗教の本質たる神聖觀念の根源なりとせり。(Archiv für Religionswissenschaft, Bd. 12, s. 186 s.g.) 予は此の説を盡く承認する能はずと雖も「マナ」と「タブー」との間に密接なる關係の存することを始めて最も明確に指摘せるは同氏の創見なりと信ず。近くハートランド氏も「マナ」の觀念は「タブー」の行事に伏在すと云へり。(Harland, Ritual and Relief, p. 48) 尙ほ神秘觀念と「タブー」並びに神聖觀念との關係に就ては詳論すべき節あれども、敢て茲に説かず(拙論「神聖觀念論」宗教研究第六、七號參照)。

三

神博士は穂積博士の「タブー」設定の所説に對して「タブー」の作用はたゞに清淨觀念

を設定するにあるのみならず、又不淨觀念を設定することあるを忘るべからずといはれたり(論文一四六頁)。これ全く事實なり。更に博士は穗積博士が「タブー」の語義を説き更にこれを各民族の語に例證し、日本語に於ては「タブー」の意義に適當せるものは、「いみ(忌)」の語なりとし、尙ほ此語の中に「神聖」「忌避」「禁戒」「いましめ」の意義を含むとせられたるを擧げて、これ實に至言と言ふべしと述べられたり(論文一四七頁)。然り予も亦た穗積博士の詳細なる例證に敬服し殊に、「いみ」に就て説示せられたるは予が竊かに懷抱せし意見を更に詳細に公けにされたるが如く感じて欣快に堪へず、唯た二三玆に卑見を加へて尙ほ其の意義を闡明するも敢て無用にあらざるべし。

「いみ(忌)又は齋」は正に「タブー」の意義に該當せること勿論なれど、今特に「齋」の字を取てこれを邦語にては「齋」と訓せり。「いみ」の動詞「いむ」と「いつく」との間に語原上關係ありや否やは少しもこれを知らざれど、已に同一の語を用ゐる以上少なくとも觀念上には密接なる關係あることを察知し得べし。思ふに「いむ」は消極的に「タブー」の禁戒(interdiction)を意味するに對して、「いつく」は積極的に神聖化(consecration)を意味するにはあらざるか。然も此の二義は本來相對應するものにして現に「タブー」の規定の中に消極的禁制と共に積極的聖化の意義あることは榊博士も已に指摘せられた

るが如く前にもこれを述べたり。殊に祭祀に關與するものは盡く「タブー」の作用に依て聖化せられざる可らざるを以て、いつく又は、いつきいはふ「齋祝」場合には宜しく「タブー」即ち、いみを實行せざる可らず。我國にては古來より「齋部」たる中臣、忌部の二氏が特に祭祀を掌る職務を有するは實にこれを明證するものなり。恐らく、いつくの語原は、いつ「稜威」なるべく而して、いつは可畏カシコの義なり（釋日本紀六と云へば、これ亦た神聖なる威力を表示する本邦の古語なりと云ふべきか。更に穗積博士は、いみの原意を探求せられ、妄斷曲解の虞れなくして、容易く之を決定し得べき問題に、非ずと雖も、今姑く「タブー」其他之に類似する他國語の解釋より類推するときは「神聖」若くは「敬畏」は其第一義にして、次で「忌避」なる第二義を生じ、更にこれよりして「禁戒」なる第三義を生ずるに至り、終りに尙ほこれよりして、い、ま、し、め、なる第四義を生ずるに至りたるが如しと説かれたり（論文一三、四頁）。思ふに博士もかゝる區別を嚴密に主張せらるゝにはあらざらんも、かく發生的に其意義を分序せらるゝは少しく穩當を缺くの嫌なきか。ヴントも已に「タブー」に就て之に類する見解を述べしが、（Wundt, op.cit., p.195, 199-201）予は必ずしも然らずと信ず。寧ろ予は博士がかゝる分序を想定せらるるより、さきに「我、いみ」なる語は「ポリネシヤ」語の「タブー」、「ギリシヤ」語の「ハギオス」、「ラテ

一語の「サーケル」の如く神聖忌避及び禁戒の三意義を兼有するものゝ如し〔論文一頁〕と明言せられたるをそのまゝ採て、此等の意義は皆同時に「タブー」の一般的意義の中に共存すと見做すを最も適當なりと思惟す。強ひてこれを區別せんとすれば、却て「妄斷曲解」に陥るの虞れあらんか。ロバートソン、スミスの夙に説破せる如く、タブーの規定は清淨の事物と不淨の事物とに等しく興へられ、兩者は共に神聖にして何れも卑俗なる事物と隔離せられざる可らず (Smith, Religion of Semites, p.150,448 sq.) 又たフレザーも此の「タブー」に於ける神聖觀念の性質を更に許多の事實に就て例證し、スミスと同じく清淨に對する「タブー」と不淨に對する「タブー」との一致することを謂へり。思へらく自然民族の心理に於ては清淨と不淨との觀念は未だ區別せられざりしが故に、兩者に對する「タブー」は多く一致して表はされたり。即ち原始社會に於ては神の如き王や首長若くは僧侶に依て嚴守さるゝ清淨なる祭祀の規定と、殺人者や喪に服する者や産褥にある婦人、發情期の處女乃至獵夫漁夫等に依て夫々守らるべき禁制とは多くの點に於て一致せり。文化人に取ては斯の如き種々の境遇にある人々は其の性質に於て全く異り、或者は清淨とせられ、他の者は不淨視さるゝも、原始民族はかゝる區別を認めず、淨不淨の觀念は未だ分化せざりき。現に多くの古代

語に於ては淨不淨の觀念は常に一語の中に含まれたるを見ると (Frazer, Golden Bough, p. Taboo & Perils of Soul, p. 224sq.) 現代語に於ても佛語 *sacré* は「ラテン語 *sacer* の本義を傳へて兩様の神聖觀念を意味す。英語 *holiness* 獨語 *Das Heilige* は清淨觀念のみを意味するを以て神聖觀念の一般的意義を表示するには稍々不適當なり。

此故に「神聖」若くは「敬畏」と「忌避」とは本來一般的神聖觀念の中に共存し、時には互に交代するが如き事例あり。然れ共亦決してこれを混同すべきにはあらず。蓋し前者は清淨の神聖觀念を示し、後者は不淨の神聖觀念に對するものなれば、此の淨と不淨を隔離し禁戒するは亦た「タブー」の一作用なりとす。然るに兩者は根本的には等しく神聖觀念なれば、何れも他方に於ては卑俗 (*secular*) と對立し「タブー」に依り亦これと隔離せざる可らず。茲に於て三個の相互に隔離さるべき觀念の存することを注意すべし。即ち清淨の神聖 (*sacré pur or holy*) と不淨の神聖 (*sacré impur or profane*) と卑俗 (*secular*) とにして、此三者の關係と禁戒とを明らかにすることは、「タブー」及び神聖觀念の意義を詳らかにする上に、甚だ必要なる一の事項なり。予の知る限りに於ては、最近此點に注意して比較的之を詳述せる學者には、デュルケームと其説を批評して自己の見解を主張せるポールドキンとあるのみ。(Dunkeim, op. cit., p. 8 et

Eniv. Baldwin, *Genetic Theory of Reality*, p.129ff.) 然も其の中には一二の首肯し難き節なきにあらず。思ふにデュルケームがまづ禁戒イヌイション（彼れに依れば「タブー」の語は元とポリネシアに限られたるものなれば廣く同様の意義を示さんが爲めには此の interdiction の語を用ふるを可とすとを大別して、魔術的禁戒と宗教的禁戒となし、更に後者を分ちて清淨の神聖と不淨の神聖とを隔離するものと、一般に神聖と卑俗とを隔離するものとの二種となせるは全く正當なりと雖も、唯だ清淨と不淨とを隔離する禁戒は神聖觀念の本質に關せずとなして、これを適切なる意義に於ける宗教的禁戒にあらずとなせるは甚だ解し難し。勿論彼れの云ふ如く此種の禁戒を嚴守することは多くの場合に於て神聖と卑俗とを結合せしめんとする宗教的儀禮を構成せざるべしと雖も、已に何れも神聖觀念たる以上は清淨と不淨とを隔離せんとする禁戒も亦た等しく宗教的なりと云はざる可らず。現にポールドキンの如きは此種の禁戒こそ眞實の宗教的意義あるものとせり。然しながらポールドキンが餘りにこれを重要視せる結果、神聖と卑俗との關係を誤解し、卑俗は宗教的には全然無記にして神聖とは何等の關係を有せず、従つてこれに對立し若くは反抗するものにあらずと爲せるは、デュルケームとは寧ろ反對の意味に於て亦た予の理解する能はざる所なり。氏は

神聖に對抗する者は卑俗にあらずして profane (此語の用法はデュルケームと異なり、デュルケームは全くこれを卑俗の意味に用ゐたれども、ポールドキンは之を以て不淨の神聖を示せるが如し、拙論最近宗教心理學の傾向〔密宗學報第六十六號參照〕なりと云へるも必ずしも然らず。若し果して然らば「タブー」の如き禁戒は單に清淨と不淨とを隔離せんとする場合にのみ限られ、甚だ狹隘なるものとならむ。

要するに神聖なる宗教的禁戒としての「タブー」には三種の根本的形式ありと云ふべし。第一は清淨の神聖と不淨の神聖とを隔離せんとするもの、第二は清淨の神聖と卑俗とを隔離せんとするもの、第三は不淨の神聖と卑俗とを隔離せんとするものこれなり。尤も原始社會に於て淨不淨の分化明確ならず、或は相互に容易く交代し得るが如き場合には、第二と第三の禁戒とは結合して之を分つ能はず。斯の如き分化は寧ろ、稍々後代に屬すとも云ふべし。而して此等の禁戒に於て所謂「敬畏」と「忌避」とは共に存し、例へば第一の形式に於て清淨は敬畏せられ、不淨は忌避せらるべきが如し。第三の形式に於てさへ不淨の神聖は尙ほ一種の敬畏感を起し、これに對して卑俗は忌避せらるべしとなす。祭祀の終りたる後に祭具や供物の殘餘を燒棄するが如き事例に於て明らかに之を見る。

穂積博士は其の本論に於て正しく「タブー」と法律との關係を詳述せられたり。引證該博論理明晰にして眞に「學界罕觀」の大論說たり。予輩固より法の觀念を熟知せず、從て博士の所說の眞意を周匝に理解する能はざるは當然なりと雖も、所謂「教律」と法律「聖權」と俗權との關係に就て、僅かに予の理解せる所を述べれば次の如し。

博士は「タブー」をば本來「宗教上の戒律なり」とせられ、而して「其破戒に對する制裁が冥罰の信念のみに止まるときは之を法律と云ふことを得べきも、多くの場合に於ては、之に加ふるに罪障消滅の爲めに僧侶會長等の贖罪品を捧ぐる等の事あるに至つて、茲に現世的人爲罰を以て冥罰に代ふるの端緒を聞き、教律が法律に移るの過渡期に入ると云はれ、又宗教罰に附加して、會長又は同族員が其破戒者を殺し之を追ひ之を管うち又は之に罰品を科するが如きことあるに至らば「タブー」は宗教上の戒律より法律上の禁令たるに至る（論文三四頁）と説かれたり。柳博士は此點に就て興味ある例證を擧てこれを批評せられたる後に、博士の見解の如く實質に於て宗教上の禁令を破りて生じたる犯罪がこれに伴ふ制裁の冥罰なると現世的人爲罰なるとに依

り、或は宗教上の罪となり、或は世俗的法律上の罪となると云ふが如きは、たゞに一般學者の見解と異なるのみならず、古代法の解釋上種々の支障あるべきを覺えずんば、あらず〔論文一五六—七頁〕と論斷せられたり。予は榊博士の引證に依て大に啓發せられたると共に、深く此の論斷に同意せんとす。固より穂積博士が幾多の引例に依て證明せられたるが如く、法律は原始の教律即ち「タブー」を伴ふて發達し、俗權即ち公權は聖權を背景として發展したることは事實なり。「君主權」に於て「婚姻」上の制裁に於て「財産權」に於て「刑法」に於て皆然らざるはなし。凡そ一切の社會制度は原始的には盡く神聖なる宗教的規範に依て制約せられたるも、後漸次に俗化 (Secularization) して來て現在の制度となれるものにして、此の俗化の過程は亦た大に注意すべきものとす。穂積博士は主として之を法律上の事實に就て説明せられたるものなるが、其過程の端緒に於ては博士の云はるゝ如く、教律より法律へ移る「過渡期」を経て漸次俗化を強くし、遂には全然原始的教律の意味を失ふに至れるなり。然れども元來「タブー」固有の「宗教的制裁」と他の「法律的制裁」とは其の本質を全然異にするものにして、即ち前者は神聖觀念に基き、後者は卑俗觀念に依るが故に前者は常に「超自然的冥罰」として信ぜらるゝも、後者に常に「現世的人爲的俗界罰」として存す。而して神聖と卑俗との濫

りに混同せられざる限り此の二様の制裁罰則は亦た互に相容れざるものなり。此故に「タブー」の制裁は云ふまでもなく原始の嚴密なる宗教的制裁なれば、決して俗的現實的なる法律的制裁と混同すべきにあらず。假令宗教的制裁に現實的責罰の伴ふことあらんも、兩者は素と全く異なる動機より生ずるものなれば、少なくとも觀念上には須らくこれを區別せざる可らず。「タブー」の制裁は徹頭徹尾唯一の宗教的意義を有するのみ。されば、破戒者が罪障消滅の爲めに僧侶會長等に贖罪品を捧ぐる、はこれ「タブー」の解除を請ふものにして、所謂除墾 (desacralisation) の行事に外ならず。又た彼等が破戒者を責罰するはこれ亦た「タブー」の神聖なる權威の下に於て之を行ふものにして、嚴然たる宗教的制裁なり。然るに穗積博士が此等を宗教的制裁以外に認められ、而してそれが此制裁に附加して表はるゝときに「タブー」は、法律上の禁令となるに至ると説かるゝは、予の理解に苦しむ所なり。尤も「タブー」違反者は常に宗教的責罰を蒙るのみならず、其周圍より「現實の報復的責罰」を受くるとあらむ。之を例證する事實は固より多し。茲に於て博士は「タブー」の制裁が「神秘的なるより現實的となり、隨て「タブー」は、獨り宗教的なるのみならず、社會的にして且つ法律の素質たるに至り、其制裁も獨り宗教的なるのみならず、社會的にして且つ國家的制裁なる刑

罰の素質たるに至ると述べられ、かくて「タブー」の制裁には宗教的制裁と法律的制裁との二種あり(論文一一二—一一三頁)と斷言せられたり。然しながら前述せる如く根本的に宗教的なる「タブー」の制裁と俗的なる法律的制裁とは、假令事實に於ては相伴ふことあらんも、本質上は之を區別せざる可らざるが故に、兩者の間にかゝる一種の發生的關係を認めんとするは不可なるのみならず、「タブー」其者の制裁をかくの如く二種に分たんとするが如きは、「タブー」の根本的特質を失はしむる所以なりと信ず。「タブー」は飽迄唯一の宗教的規範にして、若し一たび俗化すれば、そは直ちに神聖觀念を損失するを以て、眞の「タブー」とは云ふ能はず、此故に法律的制裁は必ずしも「タブー」を待て生ずるにはあらず、その根源は寧ろ俗的現實的報復の觀念に在り。而して、「タブー」の本質たる神聖の信念には本來かゝる功利的觀念を含まざるを以て、法律的制裁は原本的には神聖の信念を豫想せず。尤も古代の法律が多く宗教的背景の下に現はれ且つ屢々これに依て其權威を高調せられたるは事實にして、又た「タブー」が原始社會に於ける法律と裁判とを代表せることも少しも疑を容れず。然れども「タブー」としての法の觀念と普通の法律觀念とは恰も神聖觀念と卑俗觀念との異なるが如くこれを區別して考へざる可らず。此故に「タブー」の制裁をば法律的制裁の「原因」

なりとするは妥當ならず。後者は或は前者の俗化に依て誘致せられたるならんも、俗化すればもはや其の特色を失ふが故に、これを「タブー」とは稱する能はざるなり。要するに宗教的制裁と法律的制裁とは互に關係を有し、殊に形式上頗る相似たるものありと雖も、其の本質又は根據に於ては全然相異なるものなれば、兩者の間に嚴密なる發生的關係を認むるは穩當ならずと信ず。従て宗教的制裁の基く聖權と法律的制裁を命ずる俗權とは、假令後者が前者に依て擁護され若くはこれを利用することあらんも、同様に根本的には區別せられざる可らず。

然しながら「タブー」の神聖權に依て規定せられたる一切の原始的社會制度の俗化は社會の發達上當然の一過程にして、穂積博士の架説せられたる君主の神聖不可侵權の如きも、亦た同權の過程を經たり。而して俗化は合理化を意味するが故に、神聖權に固有なる神秘性は亦た此の過程に於て減退するや云ふを持たず。此の意味に於て社會の發達すると共に單に法律のみならず、全ての社會制度は皆神聖なる原始的意義を失ひ若くは之より離れて、謂はゞ宗教より開放せられたり。宗教は茲に於て殆ど其の原始的領域を失へるが如し。さりながらこは必ずしも宗教其者の衰退にはあらず。宗教的規範はこれに依て却て人間の「個性」を支配することを得るに至

上來兩博士の論文を顧みつゝ「タブ」に就て少しく論述せるも固より之に依て其の全般を説明せんとせるにあらざるは云ふまでもなく、予は唯だ兩博士の所説に啓發せられて、茲に卑見の一端を述べたるに過ぎず。然も自ら顧みて甚だ慚愧たるものあり。予は重ねて兩博士の如き一世の大家に依りて我國に於て始めて「タブ」に關する有益なる學的論文の發表せられたるを欣び、感謝の念に堪へず。此の拙き短篇は實に予がこの微衷を表せんが爲めに記されたるものゝみ。唯屢々穂積博士の所説を引いて端なく批評的態度を執るに至りしことは、虔んで寛宏なる老博士の宥恕を乞はざるを得ず。少壯禮に憫はず、且つ濫りに非才を以て鴻儒の説を忖度せんとす。その謬れるや固より明らかにして、博士の大論説の價値はこれに依て秋毫も動かざるや勿論なりとす。(完)